

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県人事委員会委員長 森 俊 明

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則六一一二）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 職員（次項に掲げる職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第一の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

第二条に次の三項を加える。

3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第一の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

一 定年前再任用短時間勤務職員（法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員をいう。） 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和四十年徳島県条例第二十号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第三項又は第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。） 勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

4 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表並びにその職務の等級及び号俸に応じた額。以下この項において同じ。）の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額）とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の等級に応じた別表第二に掲げる額

二 前項第一号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の等級に応じた別表第三に掲げる額

5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額を給料の調整額とする。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（端数計算）

第三条 前条第二項、第三項及び第五項の規定による給料の調整額並びに同条第四項に規定する調整基本額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもつて、これらの規定の額とする。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日等）」を付し、附則に次の一項を加える。

（職員の給与に関する条例附則第三項等の規定の適用を受ける職員の給料の調整額）

2 職員の給与に関する条例附則第三項、徳島県学校職員給与条例附則第三項及び徳島県

地方警察職員の給与に関する条例附則第三項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「応じた額」とあるのは「応じた額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三 調整基本額表（第二条関係）

イ 行政職給料表

職務の等級	調整基本額
1 級	5,600円
2 級	6,500円
3 級	7,700円
4 級	8,200円
5 級	8,700円
6 級	9,500円
7 級	10,700円
8 級	11,700円
9 級	13,200円

ロ 研究職給料表

職務の等級	調整基本額
1 級	6,500円
2 級	7,800円
3 級	8,500円

4級	9,800円
5級	11,500円

ハ 医療職給料表 (一)

職務の等級	調整基本額
1級	8,900円
2級	10,200円
3級	11,800円
4級	14,000円

ニ 医療職給料表 (二)

職務の等級	調整基本額
1級	5,700円
2級	6,500円
3級	7,300円
4級	7,700円
5級	8,500円
6級	9,700円
7級	11,000円
8級	12,800円

ホ 医療職給料表 (三)

職務の等級	調整基本額
-------	-------

1 級	7,100円
2 級	7,700円
3 級	7,900円
4 級	8,200円
5 級	8,700円
6 級	9,800円
7 級	11,100円

へ 特定獣医師職給料表

職務の等級	調整基本額
1 級	6,300円
2 級	7,200円
3 級	8,500円
4 級	9,500円
5 級	10,700円
6 級	11,700円
7 級	13,200円

ト 高等学校等教育職給料表

職務の等級	調整基本額
1 級	7,000円
2 級	8,200円

特2級	9,100円
3級	9,900円
4級	12,500円

備考 この表の職務の等級が3級の職員のうち、徳島県学校職員給与条例別表第二の備考2に定める職員にあつては、10,200円とする。

チ 小学校中学校教育職給料表

職務の等級	調整基本額
1級	6,800円
2級	8,100円
特2級	8,900円
3級	9,700円
4級	12,200円

備考 この表の職務の等級が3級の職員のうち、徳島県学校職員給与条例別表第一の備考2に定める職員にあつては、10,000円とする。

リ 公安職給料表

職務の等級	調整基本額
1級	7,200円
2級	7,600円
3級	7,700円
4級	8,700円
5級	9,200円
6級	9,600円

7級	10,300円
8級	11,300円
9級	12,300円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により採用された職員をいう。）（暫定再任用短時間勤務職員（改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）を除く。）は、定年前再任用短時間勤務職員（法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）とみなして、この規則による改正後の給料の調整額に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二条第四項の規定を適用する。

3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第二条第三項及び第四項の規定を適用する。

4 職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）第五条、徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）第八条又は徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十七号）第八条の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める改正法附則第四条第一項又は第六条第一項の規定により採用された職員（次項において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年徳島県条例第四十一号。以下「改正条例」という。）第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和五十九年徳島県条例第四十一号）第三条に規定する年齢に達した日が令和五年四月一日（以下「施行日」という。）の前日以前である職員であって、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の規則第二条及び第三条並びに前二項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあってはその額に改正後の規則第二条第三項第一号に定める数を、同項第二号に掲げる職員にあってはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額額の百分の二十五を超えるときは、給料月額額の百分の二十五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

5 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号

に定める額をいう。

一 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員（施行日前に改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）であつた職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第三号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなつた特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になつたとした場合に改正条例第二条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例（令和四年徳島県条例第四十五号）第一条の規定による改正前の徳島県学校職員給与条例及び徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和四年徳島県条例第四十七号）第一条の規定による改正前の徳島県地方警察職員の給与に関する条例（次号において「令和五年旧給与条例」という。）及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の等級を基礎としてこの規則による改正前の給料の調整額に関する規則（以下「改正前の規則」という。） 第二条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなつた特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなつた日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となつたものを含む。） 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になつたとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなつたとした場合（次に掲げる場合に二回以上該当することとなつた場合にあつては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなつたとした場合）に、令和五年旧給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の等級を基礎として改正前の規則第二条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

イ 給料表の適用を異にする異動をした場合

ロ 職員の職務の等級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の等級より下位の同一の給料表の職務の等級に変更した場合（同日に旧法再任用職員でなかつた者にあつては同日に旧法再任用職員になつたとした場合に、同日後にイに掲げる場合に該当した者にあつては同日にイに掲げる場合に該当することとなつたとした場合に、それぞれ令和五年旧給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の等級より下位の同一の給料表の職務の等級に変更した場合）